

横浜中央地下街（マリナード）広場「催事場」利用規定

平成27年10月現在

横浜中央地下街株式会社

1 場所

横浜市中区港町五丁目24番地2

2 利用区画：面積

① 2区画（92.5㎡：28.0坪）

② A区画（49.0㎡：14.8坪）

③ B区画（43.5㎡：13.2坪）

3 利用料

お問い合わせ下さい。

4 利用期間

1日から12日間まで

5 利用時間

午前8時～午後9時まで（物品販売等の場合は、原則午前10時に開店）

* 地下街通路使用時間 午前5時～午前0時まで

* 地下街通路閉鎖時間 午前0時～午前5時まで

6 利用申込み

○ 利用月の3か月前の月の1日（当社の休業日の場合、翌営業日）（例：7月中の利用は4月1日から受付）午前9時30分から電話で仮受付を行います。仮受付終了後5日以内に当社指定の「広場使用申込書」、「催物開催届出書（中消防署提出用）」、「作業届」を当社に直接又はFAXで提出して下さい。

○ 1利用期間（1日～12日間）申し込み後、次の申し込みをしようとする場合は、1か月間を空けていただきます。（ただし、その間にキャンセル等による空きがある場合は申し込みできます。）

○ 催事等の利用期間終了後、「利用実績報告」を1週間以内に提出してください。

7 利用料の振込み等

○ 当社の「使用承認書及び請求書」を受領後1週間以内に全額を当社指定の銀行口座に振り込んでください。

○ 所定の期間内に利用料の振込みがない場合は、申し込みを取り消します。

○ 利用の取消しにつきましては、次によりキャンセル料をいただきます。

- ・ 利用初日の30日前まで : 0%
- ・ 利用初日の29日前から14日前まで : 50%
- ・ 利用初日の13日前から5日前まで : 80%
- ・ 利用初日の4日前から利用期間中 : 100%

8 展示物、商品等の管理・警備

- 毎日の催事終了後、レジ・商品等の貴重品はできる限り持ち帰り、その他の展示物・什器等は整理・整頓し、落下・転倒しないように当社の用意した「防災シート」、「ロープ」で覆ってください。
- 展示物、商品等の管理・警備は主催者側で行ってください。
- 盗難等に気をつけ、レジ管理に十分注意してください。
- 催事開催中の展示物、商品、またダンボール・シート等は美観を損ねないよう展示・陳列・整理してください。
- 当社は、開催場所を提供するだけですので、催事及び展示物・商品等に関しては一切責任を負いません。

9 設営・撤去等

- 主催者は、当社が区画表示した枠内で展示場・売場等を構成し、所定の通路を確保してください。
- 催事期間中及び設営・撤去の開始並びに終了時には、必ず地下街防災センターに連絡してください。

10 物品について

- 「防災シート」は必ず当社の用意した白のシートを使用してください。
- A・B区画ごとに机1脚、椅子2脚を用意してありますので、ご自由にお使いください。
- 上記物品は、当社所定の場所に収納してありますので、催事開催前に防災センターから鍵を借りて搬出し、鍵は速やかに返却してください。また、上記物品は催事期間中、各区画内で使用・保管してください。なお、催事終了後は、必ず所定の場所に整理整頓して収納してください。
- 催事期間終了後、展示物・什器・商品等は速やかに撤去するとともに、ゴミ等の排出物は主催者側でお持ち帰りください。

11 注意事項

- 販売商品等によってはお断りする場合があります。
- 催事従事員、販売員等は必ず名札を付けてください。
- 消防用設備等の使用又は機能の障害とならないようにしてください。
- 火気を使用しないでください。
- 商店街の営業に支障のないように願います。
- 当地下街には搬入搬出用の荷捌一時駐車場以外の駐車場はありませんのでご注意ください。
- 非常事態発生時には、防災センターの指示に従ってください。
- 当社利用規定に反した場合、また公序良俗に反するような行為があった場合、以後の利用をお断りします。

連絡先 電 話 045-662-6011
 FAX 045-661-1770